

News Release

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる入院保障のお取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に被患された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げますとともに、1日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長：柳井 二三夫）では、新型コロナウイルス感染症に被患された場合の入院保障のお取扱いにつきまして、次のとおりお知らせいたします。

<入院保障のお取扱い>

新型コロナウイルス感染症に被患され、医療機関等の事情により、宿泊施設または自宅等で療養を余儀なくされた場合も、その期間に関する医師または医療機関、あるいは公的機関の証明をご提出いただくことで「入院」としてお取扱いします（※）。

※共済金のお支払いは、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

また、以下の場合には宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた期間も含めて入院が継続したものとしてお取扱いします。

- ・ 宿泊施設や自宅等での療養中に状態が悪化し、医療機関へ搬送され、入院による治療を継続された場合
- ・ 医療機関での入院加療中に、医療機関等の事情（病床の圧迫等）により、宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合

ご契約者さまからのお問い合わせ・ご相談は、ご契約先の J A にて承ります。

J A ・ J A 共済連は、皆さまのお役に立てるよう、引き続き取り組んでまいります。